

**個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正に関する
パブリックコメントの結果について**

平成 29 年 3 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について、平成 29 年 1 月 18 日から同年 2 月 16 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（23件、3 社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
「個人情報の保護に関する指針」に対する意見			
1	第 2 条第 1 号の 2 「施行令に定められた・・・」	個人識別符号には、従前の個人を特定する方法に加えて、改正「個人情報の保護に関する法律施行令」（個人識別符号）第 1 条に規定される個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する生体認識による方法・行政機関が発行する免許証・証明書等の番号が追加されるとの理解で宜しいですか。当社が独自に設けた会員組織の会員番号であって当社内限りににおいて個人情報と紐付け管理されている番号を第三者に提供する行為は個人情報の提供には含まれないことを確認させてください。	指針における個人識別符号は、施行令に定める「個人識別符号」と同じです。 よって、当社が独自に設けた会員組織の会員番号は個人識別符号に該当しません。 なお、当該会員番号も、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、個人情報に該当することに留意ください。 【「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A」 Q 1 -22 参照】
2	第 2 条第 8 号「・・・、当該個人情報を復元して特定の個人を再認識することができないように	左記の記述は、匿名加工を施した当人も復元できないことを確認したい。	技術的側面から全ての可能性を排除することは求められておりませんが、少なくとも一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
	したものをいう。」		事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることが必要です。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」P4】
3	第2条第8号、第23条	（意見） 匿名加工情報の定義（第2条第8号）や情報漏えい事案等への対応（第23条）が定められているが、加工の方法（個人情報保護法36条1項）、匿名加工情報作成時の公表（同3項）、匿名加工情報の第三者提供（同4項）、識別行為の禁止（同5項）については規定がないことから、これらについても規定を設けるべきである。 （理由） 匿名加工情報は、大きな改正点の一つであるため、左記の事項について実務上の具体的な対応方法を明示する必要がある。	現時点においては、匿名加工情報を作成する場合における実務について、本指針に記載する必要性は乏しいと考えております。 なお、各社において必要があつて匿名加工情報を作成する場合には、法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報）」に従って作成する必要があります。
4	第4条第1項「・・・与信事業を行うに際して、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書	協会員は、与信事業に含まれる各取引を顧客と行うに際して、当該顧客から取得する個人情報の利用目的は、与信事業の種類毎に記録・管理することが必要である旨、確認したい。また、そうであるならば一つの与信事業取引が終了すれば、当該与信事業毎に取得した利用目的を消去すれば良いことを確認したい。	与信事業に限らず、個人情報を取得する際に顧客に通知した利用目的によって対応は異なるものと考えます。取得した個人情報の記録、管理の方法（包括的か取引毎か）は各社の実務に応じた対応を行うこととなります。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
	等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。」		
5	第5条「原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。」	「その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。」が削られているが、「通話録音の方法により記録を残す」ことは「書面」には含まれないものの、「原則として、書面」の規定には反しないとの理解でよいのか。	個人情報保護法第2条第1項第1号の改正により、電磁的記録に「『その他人の知覚によっては認識することができない方式』で作られる記録」が含まれることが明らかであることから、本条を改正するものです。電話により同意を取得し、それを録音する方法も本指針における「書面」に含まれます。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」P24 2-12「本人の同意を得ている事例」事例6参照】
6	第7条第3項、第4項	第3項、第4項の内容に重複箇所が多く、一文とすることを提案したい。 3 協会員は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応し、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。	第4項はオプトアウトに関する規定であり、明確に示す必要があるため、原案のままとします。
7	第10条「・・・当該目的の前提となる事業自体が中止となっ	当該条文では、「遅滞なく消去」となっているが、個人データが記録される媒体は、データベースサー	個人情報保護法の規定において、「消去」とは、単に不要な情報を除く（削除）ことのほか、保

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
	た場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」	バ、DVD-R、BD-R、紙等様々なものが想定されるため「遅滞なく消去又は廃棄」に変更いただきたい。	有個人データとして使えなくすることを指しています。方法としての電磁的な消去や物理的廃棄とは用法が異なりますので、原案のままいたします。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」P40 3-3-1「データ内容の正確性の確保」（※）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」Q 6-10 参照】
8	第 17 条第 2 項	（意見） 保有個人データの訂正等の請求がなされた場合において、訂正等を行わないこととした理由の説明は、現行と同様、努力義務とすべきである。 （理由） 協会員に過度な義務を負わせるおそれがある。また、開示の場合には、現行と同様、努力義務とされていることから、平仄を合わせるべきである。	改正前の金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 16 条において「訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。」と規定されており、改正後においてもその趣旨が変更されるものではないことから、本指針の規定を明確化するために改正したものです。なお、開示しない場合の理由の説明も同様であることから、本指針第 16 条第 2 項も、「することとする。」と修正いたします。
9	第 19 条	（意見） 保有個人データの公表等、開示、訂正等、使用停止等の請求がなされた場合において、請求された措置の	改正後の金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 14 条において、「示すこととする。」と規定されていることを踏まえ、

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		全部又は一部を行わないこととした場合又はその措置と異なる措置を取る場合にその判断根拠や根拠となる事実を示すことについては、現行と同様、努力義務とすべきである。 (理由) 協会員に過度な義務を負わせるおそれがあることに加え、第16条第2項で開示しない旨の決定等をした場合には努力義務とされていることと矛盾することから、現行どおりとすべきである。	本指針の規定を明確化するために改正したものです。なお、開示しない場合の理由の説明についても、同様であることから、本指針第16条第2項も「することとする。」と修正いたします。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」のP69 3-5-5「理由の説明」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第14条参照】
「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」に対する意見			
10	第1条解説 (6) 協会員は、金融分野 GL において、以下のよう に記載されている ことに留意が必要 である。 ① 「～なければなら ない」と記載されて いる規定に従わない 場合には、法の規定 違反と判断され得 る。 ② 「こととする」、 「適切である」及び 「望ましい」と記載 されている規定に従 わない場合には、直 ちに法の規定違反と 判断されることはな	左記(6)①は、協会員として遵守すべき規定。②は、協会員として出来れば規定を遵守するもの。金融分野における個人情報の性質、利用及び関係諸法令等を鑑みて、協会員が一つ一つ対処方法を判断するものとの理解で良いか。	解説 (6) ①②の記述は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの記述に準拠したものです。指針の各規定の記述に即した対応が必要と考えます。 【「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第2項参照】

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
	いが、金融分野における個人情報の性質及び利用に鑑み、協会会員には厳格な措置が求められている。		
11	第2条解説 「・・・個人識別符号に該当するものの具体例は以下である。」	ここでいう個人識別符号とは、いわゆる生体認証の個人固有データであることを確認したい。	(1) に掲げた生体認証の個人固有データに限らず、特段の定めがない限り、個人情報保護法第2条に定める定義と同じです。
12	第2条第2項第2号解説 「個人情報データベース等」に該当しない例 市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム、アンケート結果等であって、編集・加工・分類整理が行われていないもの。	カーナビゲーションシステムに複数の顧客住所が登録保存されていた場合でも、個人情報データベースに該当しないことを確認したい。 また、「市販の電話帳、住宅地図、職員録若しくはカーナビゲーションシステム、又はアンケート結果等であって、編集・加工・分類整理が行われていないもの。」とすべきではないか。案の表記だと、「編集・加工・分類整理が行われていない」が「市販の電話帳」にもかかるように読めてしまうと思います。 また、インターネットに開示済みの市販の電話帳と類似する個人データは、編集・加工・分類整理が行われていなければ個人情報データベース等に該当しないことを確認したい。	カーナビゲーションシステムにルート設定や訪問歴の記録は、当該システムに含まれるデータをメモリに入れているにとどまり、「生存する個人に関する他の情報を加え」たことには該当しないことから、個人情報データベースには該当しないものと考えます。ただし、協会会員が、その情報に新たに個人情報等を加えてデータベースの内容を変更した場合は、個人情報データベース等に該当し得るものと考えられます。 また、市販の電話帳そのものは個人情報データベース等に該当しませんが、それに新たな個人情報等を加え、編集や加工等を行った場合には、個人情報データベース等に該当しうるものと考えます。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
			するQ&A」Q1-43 参照】
13	第2条第2項第6号、第7号 「本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微(センシティブ)情報には含まれないことに留意する。」	6号では、(4)病歴、(8)医師その他医療に関連する職務に従事する者により(9)医師等によりといった表現を用いており、一般人が「なんとなく感じた」ものは要配慮個人情報とはならないように読める。したがって、CRMに「最近耳が遠いし物忘れが多く痴呆のような症状である」といった記載があっても要配慮個人情報ではないとの理解でよいのか。 また、入居する老人ホームの種別で「介護付有料老人ホーム」「グループホーム」「介護療養型医療施設」など要介護度、認知症の有無、医療依存度などが事実上推知されうることとなるが、これも要配慮個人情報とはならないとの理解でよいのか。	「CRMに「最近耳が遠いし物忘れが多く痴呆のような症状である」といった記載・・・」の詳細は分かりかねますが、個別の事案ごとに判断すべきものと考えます。 なお、一般人(医師等ではない人)が想像や推知する情報そのものは要配慮個人情報に該当しないものと考えます。 ただし、顧客本人や家族から認知症等を推知させる情報を取得した場合、要配慮個人情報取得の観点とは別ですが、金融商品取引業者として、顧客適合性の判断、勧誘方針を見誤らないよう留意する必要があるものと考えます。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)案」意見募集結果項番 217 番 403 番 426 番参照】
14	第2条第8号	(意見) 匿名加工情報について、加工の方法(個人情報保護法36条1項)、匿名加工情報作成時の公表(同3項)、匿名加工情報の第三者提供(同4項)、識別行為の禁止(同5項)についての解説を設けるべきである。 (理由) 匿名加工情報は、大きな改正点の一つであるため、左記の事項について	項番3のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		て実務上の具体的な対応方法を明示する必要がある。	
15	第7条第1項第8号	現行の8号には次のように記載。 「機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合」生体認証情報を機微（センシティブ）情報として定義している。しかしながら、「生体認証情報」は、定義されておらず定義が必要ではないか。	「生体認証情報」は、第1条解説1の2.（1）の例示をもとにご判断ください。参考までに、本号の解説にその旨を追記いたします。
16	第7条	（意見） 機微（センシティブ）情報」には「要配慮個人情報」が含まれ、また身体障害者手帳の交付を受けているという事実は「要配慮個人情報」にあたることから、証券会社が本人確認を行うため顧客から身体障害者手帳の写しの送付を受けることは「機微（センシティブ）情報」の「取得」にあたるとの理解でよい。証券会社が本人確認書類として身体障害者手帳の写しの送付を受けた場合の扱いを明確にしておくことが望ましいと考えるため、上記の理解で正しい場合、第7条（機微（センシティブ）情報の取扱いについて）の解説において、その旨を記載して頂きたい。 （理由） 身体障害者手帳の交付を受けているという事実そのものが「要配慮個人情報」に該当することから、運転免許証における本籍等と異なり、	身体障害者手帳の写しの取り扱いについては、「要配慮個人情報」の取得と考えられます。したがって、「機微情報」の取得ともなります。この場合、犯罪収益移転防止法の規定による本人確認書類として顧客本人から提出を受けているものであり、本人の同意があったものと考えられます。よって、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項⑦「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性」に基づく取得となり、また、本指針第7条第1項第7号に該当しますので、原案のままいたします。 なお、要配慮個人情報はオプトアウトによる第三者提供ができないことに留意が必要です。 【「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（通則編）

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		記載内容を黒塗りしても「機微（センシティブ）情報」の「取得」に該当するため。	案」意見募集結果項番 437 番参照】
17	第 11 条	（意見） 第 11 条（安全管理措置）では、参照条文の修正、組織的安全管理措置における個人データの管理責任者等の説明等の改訂にとどまっている。これは業務上、入手した機微（センシティブ）情報を CRM システム、あるいは会社のネットワーク上で保存する場合、これまで通り第 11 条で求められる実施体制の整備等必要かつ適切な措置が講じられていれば、更なる対応を求めるものではないという理解でよいか。 （理由） 機微（センシティブ）情報の取扱いについて、システム上新たな管理体制を整備する必要はないという理解でよいか確認したい。	ご理解のとおりです。 従前通り適切な管理が求められます。
18	第 14 条の 2 (3) ① 【「適切かつ合理的な方法」について】	（意見） 当社では海外拠点にも適用される情報資産リスク管理に関するグローバル・ポリシー規程を規定している。当社の海外拠点は別法人格である現地法人であり、この場合、当社海外拠点は「同一の企業グループ」とみなすことができ、当該規程は「同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供元及び提供先に適用される内規、プライバシーポリシー等」にある内規、プ	個別の事案ごとに判断すべきものと考えます。 個人データの提供先である外国にある第三者（この場合は別法人格の海外拠点）が、日本の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等）を継続的に講ずることに加え、その担保ができている場合には、外国にある第三者に該当せず、そ

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		ライバシーポリシーに該当すると の判断でよいか。 (理由) 外国にある第三者への提供について、当社海外現地法人が「外国にある第三者」に該当するか確認したい。	うでない場合は外国にある第三者に該当すると考えます。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国第三者提供編）」の P5 2-2「外国にある第三者」、P6 3「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準」参照】
19	第 14 条の 3 第 7 号 解説 「例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報等が該当する。」	誰でもアクセス出来るホームページで、登録も自由に行える。登録を行えば当該サイトから誰でも個人情報が取得できる状況になっている場合、不特定多数の者が取得できる公開情報として扱えることを確認したい。	ホームページ等に何等かの登録をした上で個人情報を取得しているのであれば、登録をするという行為が必要となることから、必ずしも不特定多数の者が取得できる公開情報として扱えるとは言えないと考えます。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（確認記録義務編）」の P9 2-2-1-3「提供」行為の考え方」参照】
20	第 14 条の 4 第 3 号 ①解説 「へ 個人情報保護委員会により公表されている旨」	個人情報保護委員会がどのような理由でどのような個人データをどのように公表するのか確認したい。	オプトアウト手続きを行う場合は、個人情報保護委員会に届出を行う必要があり、届け出た個人情報取扱事業者が当該委員会で公表されます。 当該委員会で個人データが公表されるものではありません。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（確認記録義務編）」の P24 4-2-2-1「オ

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
			プトアウトによる第三者提供を受ける場合」参照】
21	第14条の4第7号 解説「提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為」	左記に記載の個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為とは、どのようなケースを想定しているか確認したい。	例えば、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にする場合などが考えられます。
22	第16条	(意見) 「(5) 『他の法令に違反することとなる場合』に該当する例(第1項第3号) 例えば、犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第2項の規定に違反する場合」については削除すべきではない。 (理由) 削除すると、「法令に違反することとなる場合」に該当しないと誤解されるおそれがある。	指針第2条第4号ニの解説(現行どおり)に記載のとおり、疑わしい取引の届出は、個人情報保護法第2条第7項に規定された「保有個人データ」に該当せず、開示対象にならないことは明らかであることから、原案のままとします。 【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」のP20-2-7「保有個人データ」参照】
23	第21条 解説「開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努める」	合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならないとあるが、例えば、想定される作業時間に基づく人件費、材料費等の合計金額を合理的な範囲の手数料として扱う等、合理的に顧客に説明が可能であれば手数料として容認されることを確認したい。	手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において当該手数料の額を定める必要があり、実費を予測して平均的単価を算出して定めることが望ましいと考えられます。 【「個人情報の保護に関する法律

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
			についてのガイドライン（通則編）」の P72 3-5-7「手数料」、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A」 Q 6 -17、19 参照】

以 上